

## 負担限度額認定（市町村民税課税層に対する特例減額措置）対象確認チェック表

被保険者番号 \_\_\_\_\_

被保険者氏名 \_\_\_\_\_

| No | チェック項目  | ○・<br>×             |
|----|---|---------------------|
| 1  | 介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所する時点で、 <b>世帯の構成員数が2以上</b> である。<br>（配偶者が別世帯に属している場合は、世帯の構成員数に1を加えた数が2以上である。）<br>世帯員に関する年齢要件はなし。  |                     |
| 2  | 介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所し、利用者負担第4段階の食費・居住費を負担している。<br><b>ショートステイは対象外。</b><br>世帯分離により利用者負担第3段階以下になる場合は、対象外   |                     |
| 3  | 全ての世帯員の年間収入の合計額から、施設の年間利用者負担見込額を差し引いた金額が <b>80万円以下</b> である。<br>※年間収入：公的年金等の収入金額＋年金以外の合計所得金額（長期譲渡所得又は短期譲渡所得の特別控除枠の適用がある場合には、控除すべき金額を控除して得た額）で、サービス利用日の属する年の前年（1月～7月の場合は前々年）のもの。<br>※施設の年間利用者負担見込額：施設サービス費（1割～3割）＋食費＋居住費により算出。ただし、高額介護サービス費の支給が見込まれる場合は、当該見込額を控除する。 | 添付の<br>エクセルにて<br>確認 |
| 4  | 全ての世帯員について、現金・預貯金・合同運用信託・公募公社債等運用投資信託及び有価証券の合計額が <b>450万円以下</b> である。  |                     |
| 5  | 全ての世帯員について、居住用の家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していない。  |                     |
| 6  | 全ての世帯員について、介護保険料を滞納していない  |                     |

注1：施設に入所するにあたって世帯を別に（世帯分離）した場合でも、なお同一の世帯とみなす。

注2：配偶者が別世帯に属している場合は、3～6の要件について、配偶者の「所得・預貯金等・その他の資産・介護保険料の滞納状況」も判定に含める。

⇒ **全てに該当した場合は、特例減額措置の申請へ**